

筑西市ネーミングライツ・パートナー募集要項【提案募集型】

1 目的

本市が所有する公共施設等の維持管理経費等の財源確保及び持続可能な施設運営を目的に、新たな財源確保施策のひとつとして、公共施設等に企業名、商品名等を冠した愛称が付与できるネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 対象施設

- (1) ネーミングライツを募集する対象施設は、スポーツ施設、文化施設、集会施設等の公共施設のほか、公園、道路、橋梁、上下水道施設等のインフラ資産とします。
- (2) 対象施設は、施設の目的や用途などを考慮して決定します。その際、公共施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや施設の性格上、ネーミングライツの導入施設として適当でないと判断するものは対象外とします。(例：市役所庁舎、学校等)

3 愛称の条件等

各施設に共通する愛称の条件等は、以下のとおりとなります。各施設固有の条件等は別記します。

(1) 市民の理解

地域性や親しみやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ① 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 知的財産の侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性があるもの
- ⑤ 社会問題その他社会情勢に照らし、極端な主義又は主張に当たるもの
- ⑥ その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更はできません。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツ・パートナーとで協議のうえ、その可否を決定するものとします。

4 導入までの流れ

- (1) 民間事業者からの事前相談（必須）
- (2) 施設所管課による導入可否の検討
- (3) 提案書の受付（導入可能の場合）
- (4) 応募資格等審査

- (5) 書類審査（選定委員会の開催）
- (6) 提案採否（優先交渉権者）の決定・公表
- (7) 優先交渉権者との詳細協議
- (8) ネーミングライツ・パートナーの決定
- (9) 契約締結、公表
- (10) 看板、印刷物等の変更
- (11) 愛称の使用開始

※ 市が施設を特定し、あらためてネーミングライツ・パートナーの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、(5) 書類審査（選定委員会の開催）の途中で【施設特定型】の手續に転換することがあります。

5 ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

なお、ネーミングライツ付与の対価は金銭に加え、施設で利用可能な物品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とします。その場合、提供する物品・役務を金銭に換算した場合の根拠資料を提出していただくことになります。

（物品の例）施設で利用可能な商品の提供等（消耗品、備品等）

（役務の例）施設の維持管理業務の提供、設備のグレードアップ・修繕、清掃等

6 応募資格

法人格を有し、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的な経営を持続することができる民間事業者とし、次の(1)～(10)に該当しないものとします。なお、当該事業者で構成する「共同企業体」は、法人格を有していなくても構いません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、一般競争入札の参加の制限を受けているもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、現に資格停止の処分を受けているもの
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続をしているもの（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）
- (4) 法人市民税等の租税公課を滞納しているもの
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するもの及び暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等となっているもの

- (6) 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしているもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けていないもの
- (10) その他市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められるもの

7 募集方法等

(1) 事前相談

提案募集型によるネーミングライツの取得を希望する際は、対象施設等であるか否かなどの確認が必要となりますので、必ず応募前に「ネーミングライツ・パートナー事前相談申込書（様式1）」を管財課にメール又はFAXで送信し、送信後、電話にて受信の有無を確認してください。

※1 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝除く）。

12月29日から1月3日の閉庁日は受付できません。

※2 事前相談申込書の受付後、30日以内に回答いたします。

(2) 募集期間

上記(1)の事前相談後、市から導入可能な回答があった場合は、回答した日から30日以内に応募してください。

(3) 提出書類

事前相談後、次の書類（原本を正本として1部、コピーしたものを副本として10部）を提出していただきます。

- ① ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式2）
- ② 応募資格についての誓約書（様式3）
- ③ 企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）
- ④ 定款、寄附行為などの規約※法人の場合
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ⑥ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- ⑦ 国税及び地方税に係る納税証明書

※市税の納税証明書は、証明日においてすべての市税に未納がないこと（完納）を確認できるもの（窓口で証明書を取得する際には、「完納証明書」を申請）

※証明書の有効期限は、申請日以前3か月以内の証明日のもの

<共同企業体による申請の場合>

- ⑧ 共同企業体構成員一覧（様式4）

※上記③～⑦は構成員ごとに提出してください。

(4) 共同企業体による申請

- ① 複数の団体が共同企業体を構成して申請する場合は、代表する団体を定め、代表団体がその手続を行うものとします。

- ② 原則として、代表団体が応募者の資格を有するものとします。
- ③ 単独で申請した団体は、他の共同企業体の代表団体又は構成団体になることはできないものとし、複数の共同企業体において、同時に代表団体又は構成団体になることもできないものとします。ただし、申請の受付期間内であれば、申請を辞退する旨を届けた後に、新たに申請することができます。
- ④ 共同企業体により申請した後においては、当該共同企業体の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- (5) 提出方法
 施設所管課宛、持参又は郵送により提出してください。持参する場合には、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝除く）に持参してください。

8 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、ネーミングライツ導入事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査・選定を行います。

(2) 応募資格等審査

応募者が応募資格を満たしていること及び提案された愛称（案）が愛称の条件を満たしていること等を確認するため、施設所管課において事前の審査を行い、その結果を選定委員会に報告します。

(3) 書類審査

応募資格を満たしていると判断された応募者を対象として、選定委員会において以下の表の審査項目に基づき審査します。

No.	審査事項	審査基準	配点
1	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設等のイメージに合っているか	15
		地域名等が含まれている	5
2	対価	ネーミングライツ料、提供できる物品又は役務等	40
3	経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営状況、安定性等	10
4	地域性等	市内業務拠点の有無	10
5	社会貢献等	社会貢献等の実績及び今後の計画	10
6	契約期間	安定したネーミングライツ運用が図られる期間か	10

(4) 優先交渉権者等の選定

書類審査の結果を踏まえ、選定委員会において審査を行い、優先交渉権者を選定します。

なお、応募者が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行い、選定の可否を決定します。

(5) 審査結果の通知及び公表

選定委員会の選定結果に基づき、審査の結果は、応募者に文書で通知するとともに、市ホームページ等で優先交渉権者及び次点者の名称のみを公表します。

なお、応募者の不利益に係る部分については公表いたしません。

9 契約の締結・公表

優先交渉権者と契約の内容について詳細協議（この場合において、市は必要に応じて優先交渉権者の提案に対して、変更を求めることができるものとします。）を行い、優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。契約締結後、すみやかにネーミングライツ・パートナーの名称、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料金、契約期間等を市ホームページ、報道機関への情報提供等により広く公表します。

なお、契約締結したネーミングライツ・パートナーは、契約の更新について、優先的に交渉できることとします。

10 決定の取消・契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権を得た後、若しくはネーミングライツ・パートナーに決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により、施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合など、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でない認められるときは、市はネーミングライツ・パートナーの決定の取消及び契約の解除ができることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

11 その他

(1) 費用負担の考え方

費用の負担区分は下表のとおりとします。○印が付いている費用については、ネーミングライツ料金とは別に負担していただきます。その他、定めのないものが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、費用負担を決定するものとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
既存の看板及び案内表示、道路案内標識等の表示の変更・原状回復に係る費用		○
ネーミングライツ・パートナーからの要望で新設した看板等の設置・原状回復に係る費用		○
新設した看板等の修繕等の維持管理に係る費用		○

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
新設した看板等を起因とした第三者への損害賠償に係る費用		○
愛称の変更に係る費用		○
ネーミングライツ・パートナーが原因による契約解除等に係る費用		○
市が作成するパンフレット等の印刷物、市ホームページに係る費用	○	

(2) 愛称の周知

- ① 決定された愛称については、市が速やかにPRを図るものとしませんが、愛称が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。
- ② ネーミングライツ・パートナーのホームページなどでPRすることもできます。

(3) ネーミングライツの契約期間

原則として3年以上とします。ただし、指定管理者制度導入施設（導入予定施設も含む。）については、指定期間を考慮し、終期となる期間を設定します。

(4) 留意事項

- ① 提出された書類は返却しません。また、筑西市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合には、不開示情報を除き、公開することがあります。
- ② 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ③ 提案いただいた施設が、指定管理施設である場合には、事前に指定管理者と協議を行い、承諾を得た場合にのみ、ネーミングライツ導入の手続きを進めることとなります。

12 問い合わせ先

筑西市役所財務部管財課

〒308-8616

茨城県筑西市丙360番地（筑西市役所スピカ本庁舎4階）

電話 0296-22-7677

FAX 0296-24-7731